

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年9月12日受付分)

名称

特定非営利活動法人
ピースヘルプ協会

縦覧期間

令和7年9月12日(金)から
令和7年9月26日(金)まで

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ピースヘルプ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害者の介護を必要とする人たちに対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業及び第一号訪問事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業と地域生活支援事業、並びに福祉に関する相談助言事業を行い、住みなれた地域で安心して暮らせるような環境を整備することにより、地域住民と高齢者や障害者の介護を必要とする人たちが共に生きていくことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び第一号訪問事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (4) 高齢者、障害者（児）の福祉に関する相談助言事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5 人以上、10 人以内
 - (2) 監 事 1 人、又は 2 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において決定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 立石 廣海
副理事長 井上 三枝子
理事 大塚 國光
同 樋口 満昭
同 吉岡 かほる
監事 前田 知津子
同 島村 治規
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人 (1) 会費 月額 200 円

賛助会員

個人 (1) 会費 一口 3,000 円

団体 (1) 会費 一口 10,000 円

1 基本方針

利用者の意向を尊重して多様な福祉サービスが総合的に提供されるように創意工夫するとともに、利用者一人一人の人権を尊重し、誰もが心身ともに健やかに生活できるように支援することを目的として事業を実施します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	時期	実施場所	従業員数	受益対象者の 範囲及び人数	収入見込
1. 居宅サービス事業 及び第一号訪問 事業	・訪問介護 ・第一号訪問事業 (専門型) ・第一号訪問事業 (標準型)	通年	利用者宅	5人	尼崎市内の高齢者 ・訪問介護 延べ84人、2,300時間 ・第一号訪問事業 延べ36人、200時間	6,480
2. 障害福祉 サービス事業	・居宅介護及び 重度訪問介護	通年	利用者宅	18人	尼崎市内の障害者 延べ 210人 延べ5,420時間	16,333
	短期入所浦風	通年	事業所	5人	延べ272人 延べ日数453日	8,014
	短期入所ながす	通年	事業所	8人	延べ492人 延べ日数524日	9,493
	短期入所西昆陽	通年	事業所	4人	延べ216人 延べ日数556日	10,124
3. 地域生活支援 事業	・移動支援	通年	利用者宅	20人	尼崎市内の障害者 延べ720人 延べ9,380時間	20,539
4. 高齢者・障害者の 福祉に関する相談 助言事業	・相談 ・助言	通年	事業所	5人	高齢者介護相談 延べ20回 障害者支援・介護 相談 延べ60回	0

3. 実施体制

(1) 会議に関する事項

通常総会6月、理事会年3回

(2) 事務局体制

事務局長 樋口満昭

(法第28条第1項関係様式)

令和 7 年度[介護サービス事業等]会計活動計算書

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ヒースヘルプ協会

科目	金額(単位:円)		
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入 正会員会費収入	28,000	① 28,000	
2 事業収入 (1)居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 (2)障害福祉サービス事業 (3)地域生活支援事業 (4)短期宿泊事業収入 (5)相談・助言事業収入	6,480,000 16,333,000 20,539,000 27,631,000 0	訪問介護 居宅及び重度訪問介護 移動支援 短期宿泊 ② 70,983,000	
3 負担金収入 利用者負担金	2,460,000 2,460,000	全利用者負担収入 ③ 2,460,000	
4 その他 受取利息 雑収入 経常収入合計(ア)	1,000 312,000	④ 313,000	73,784,000 ①+②+③+④
II 経常支出の部			
1 事業費 (1)居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 (2)障害福祉サービス事業 (3)地域生活支援事業 (4)短期宿泊事業収入 (5)相談・助言事業収入	7,562,000 13,538,000 17,025,000 29,852,000 0	訪問介護 障害×収入比率＝居宅支出 障害×収入比率＝移動支出 短期支出 ⑤ 67,977,000	
2 管理費 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 交際費 会議費 保険料 修繕費 負担金 水道光熱費 工事費 車両費 消耗品費 租税公課費 広告宣伝費 支払手数料 賃借料 使用料 諸会費 研修費 食糧費 法人税 雑費	300,000 450,000 485,000 50,000 205,000 306,000 60,000 0 160,000 0 140,000 600,000 45,000 20,000 830,000 1,418,000 240,000 6,000 30,000 0 82,000 380,000	旅費＋活動費 ⑥ 5,807,000	
経常支出合計(イ)			73,784,000 ⑤+⑥
当期正味財産増減額(ウ)		減価償却費含まず	0 (ア)－(イ)
前期正味財産額(エ)			54,510,785
次期正味財産額(オ)			54,510,785 (ウ)＋(エ)

1 基本方針

利用者の意向を尊重して多様な福祉サービスが総合的に提供されるように創意工夫するとともに、利用者一人一人の人権を尊重し、誰もが心身ともに健やかに生活できるように支援することを目的として事業を実施します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	時期	実施場所	従業員数	受益対象者の 範囲及び人数	収入見込
1. 居宅サービス事業 及び第一号訪問 事業	・訪問介護 ・第一号訪問事業 (専門型) ・第一号訪問事業 (標準型)	通年	利用者宅	5人	尼崎市内の高齢者 ・訪問介護 延べ84人、2,300時間 ・第一号訪問事業 延べ36人、200時間	6,480
2. 障害福祉 サービス事業	・居宅介護及び 重度訪問介護	通年	利用者宅	18人	尼崎市内の障害者 延べ 210人 延べ5,420時間	16,333
	短期入所浦風	通年	事業所	5人	延べ272人 延べ日数453日	8,014
	短期入所ながす	通年	事業所	8人	延べ492人 延べ日数524日	9,493
	短期入所西昆陽	通年	事業所	4人	延べ216人 延べ日数556日	10,124
3. 地域生活支援 事業	・移動支援	通年	利用者宅	20人	尼崎市内の障害者 延べ720人 延べ9,380時間	20,539
4. 高齢者・障害者の 福祉に関する相談 助言事業	・相談 ・助言	通年	事業所	5人	高齢者介護相談 延べ20回 障害者支援・介護 相談 延べ60回	0

3. 実施体制

(1) 会議に関する事項

通常総会6月、理事会年3回

(2) 事務局体制

事務局長 樋口満昭

(法第28条第1項関係様式)

令和 8 年度[介護サービス事業等]会計活動計算書

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ヒースヘルプ協会

科目	金額(単位:円)		
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入 正会員会費収入	28,000	① 28,000	
2 事業収入 (1)居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 (2)障害福祉サービス事業 (3)地域生活支援事業 (4)短期宿泊事業収入 (5)相談・助言事業収入	6,480,000 16,333,000 20,539,000 27,631,000 0	訪問介護 居宅及び重度訪問介護 移動支援 短期宿泊 ② 70,983,000	
3 負担金収入 利用者負担金	2,460,000 2,460,000	全利用者負担収入 ③ 2,460,000	
4 その他 受取利息 雑収入 経常収入合計(ア)	1,000 312,000	④ 313,000	73,784,000 ①+②+③+④
II 経常支出の部			
1 事業費 (1)居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 (2)障害福祉サービス事業 (3)地域生活支援事業 (4)短期宿泊事業収入 (5)相談・助言事業収入	7,562,000 13,538,000 17,025,000 29,852,000 0	訪問介護 障害×収入比率＝居宅支出 障害×収入比率＝移動支出 短期支出 ⑤ 67,977,000	
2 管理費 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 交際費 会議費 保険料 修繕費 負担金 水道光熱費 工事費 車両費 消耗品費 租税公課費 広告宣伝費 支払手数料 賃借料 使用料 諸会費 研修費 食糧費 法人税 雑費	300,000 450,000 485,000 50,000 205,000 306,000 60,000 0 160,000 0 140,000 600,000 45,000 20,000 830,000 1,418,000 240,000 6,000 30,000 0 82,000 380,000	旅費＋活動費 ⑥ 5,807,000	
経常支出合計(イ)			73,784,000 ⑤+⑥
当期正味財産増減額(ウ)		減価償却費含まず	0 (ア)－(イ)
前期正味財産額(エ)			54,510,785
次期正味財産額(オ)			54,510,785 (ウ)＋(エ)